

令和6年度 第4回桑名市子ども・子育て会議 議事録

令和6年11月28日 10:00～

桑名市役所5階 大会議室

1. 開会

(子ども未来部長あいさつ)

本日はお忙しい中、本会議にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より桑名市の教育福祉行政にご理解とご協力いただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。先日、新聞報道にもございましたが、厚生館保育所の移管先である社会福祉法人明健福祉会様と公私連携型保育所についての協定を結ばせていただいております。今後も、保護者様や明健福祉会様と協議を進めながら、よりよい保育所となるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、8月の会議においてご報告させていただきました桑名市こどもの権利条例につきましても、委員の皆さまからご意見をいただき、ありがとうございます。12月の定例会提案ということで、案を提出いただくことになっております。この条例の中で、子ども・子育て会議の役割も位置付けられておりますので、よろしく願いいたします。本日は、こども計画の素案ができあがって参りましたので、全体を通してご意見をいただきたいと思っております。皆さまからの忌憚のないご意見をいただき、よりよい計画にしていきたいと考えていますので、本日はよろしく申し上げます。

(松岡委員長あいさつ)

皆さん、この委員会にご協力いただきましてありがとうございます。長年、私もこの会議をさせていただいて、会議にどういう意義があるのかということ、今回のこの会議でもいろいろ考えさせられることがありました。国のこどものための施策として、こどもまんなか社会の実現ということで、大きく施策を進めているところです。三重県のこども政策、子ども条例の改正も含めた会議があるので、私も出席しますが、そういう中でこどもをどう捉えるかということを変更して私たちは突きつけられているのだと思います。こどもは大人が守らなければいけない存在ではあります。ただ、意見を主体的に述べる、それを尊重する社会でなければいけない。そんな基本的なところも皆さんと共有していきたいと思っております。一方で、明日、私は香川の高松の方であるJaSPCAN日本子どもの虐待防止学会に行くのですが、そこでもやはりこどもの権利やこどもまんなか社会の実現という結構アバウトな表現で、細かい施策をやっていかなければいけない困難さがあると思っておりますが、こどもを真ん中に捉えた場合、親の事

情でもなく、大人の事情でもなく、まして行政の事情でもなく、そうではない捉え方をこどもたちのために社会一丸となって向かっていけたらと改めて思っています。これをごあいさつとさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) (仮称) 桑名市こども計画の策定検討について

■資料3・資料4・資料5-1・5-2

(事務局が資料にそって説明)

委員：資料4の30番「特別支援教育の推進」についてですが、「障害者への理解が深まるよう、共に学び合う交流・共同学習を推進していきます。」とあります。ここを加えていただきました。「交流・共同学習」というのは国の用語だと思いますが、世界的には一緒に学んで、できる範囲で障害児と一緒に普通の学習、課題に取り組み、共に学び合う教育を推進していきましょうという、国の状況を超えて、普通学級でみんな一緒に、その中で個別に必要な支援、いわゆる合理的配慮をして一緒に学んでいくという、インクルージョンのスタイルでやっていくべきだという方向になっている。また、条約においても、それが国の責務として規定されています。ですので、「共同学習」という言葉だと、交流の範囲にとどまる。共同学習で、できる範囲で一緒にやってみようというニュアンスにどうしてもとどまってしまいますので、ここは先陣を切って、インクルージョンという言葉を入れていただいたり、「障害者への理解が深まるよう」という用語についても、障害者は理解される対象であるという眼差しが透けて見える感じがします。やはり、共に理解し合うことも大事ではないかと思しますので、相互に理解し、そういう社会づくりのためにインクルージョンを推進していくとかにさせていただけるとよいと思います。

事務局：変えさせていただきます。

委員：桑名市子育てマップを拝見させていただきました。たまたま子育て世代のお母様たちとお会いすることがあって、お話していた中で、桑名市は児童館がない地区があり、朝日町にある児童館に行っているお母さんがいました。私は子育てが数十年前で終わっているので実感できていませんでしたが、言われてみると、マップにも児童館がないと思いました。先ほどの児童育成支援拠点事業のお話の中で、こどもの居場所ということがありましたが、児童館がないのはなぜなのか。

事務局：児童館ですが、資料5-1を見ていただきますと、真ん中あたりに2か所、市がやっている深谷児童センターと深谷北児童センターがございます。あと、不定期にはなりますが、光陽桑部保育園さんに併設されている大型児童センターHIKARIがあります。今、児童センターがある場所は学童保育がない場所に設置されているという状況です。

委員：児童館に関しては、十数年前に学童の保護者たちとつくってほしいということを行行政に話をしました。駅の近くに土地があるという話は聞いたことがあるのですが、それ以来児童館の話がなくなった。私は学童保育ですが、朝日町の児童館に土曜日保育の子を連れて行きました。あそこは本当に小さい子供たちの遊び場で、就学児童が行けるところではないです。それから、深谷も連れて行きました。深谷も電車に乗って歩いて、2回ぐらい連れて行きました。そこは、お昼に休憩時間があるのですが、初めて他の子どもたちが来たようで、私たちが20人ぐらい連れて行くと驚いていましたが、桑名市の子どもだから一緒に遊んでね、と言って、仲良く遊んでもらったことがあります。学童保育のないところに児童館があって、学童のあるところに児童館がないというのはおかしい話ですよ。今、私は日進地区で学童をやっていますが、学童に行きたいけど行けない子が、放課後に校庭に遊びに来ます。そういう子も一緒に遊ぶと、そういう子の面倒も指導員は見なければいけません。だから、学童に入れない子もたくさんいるため、やはり市内に児童館は絶対に必要だと思います。

事務局：すぐに児童館をつくらうということではできませんが、そういったご意見があるということで、内部で協議をしていかなければいけないかと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

委員長：申し出をしていたという過去もあるし、これを市民のニーズとして、そして、学童保育所と児童館は違うとしっかり捉えていただく。そこを補完する形で、児童館をつくれればよいということにはならないと思います。朝日町まで行っていただいているということが実際に起こっているようなので、これはニーズとして捉えていただくのが一番よいと思います。子どもにとっては安全な居場所ということで、いろいろなところを自ら探して、出向いて、危険な場所かもしれないところに、そこしか居場所がないというのは安全の観点からもよくないと思うので、桑名市全体の地域性を考えて、子どもの多いところは、学童以外に児童館というものも目指していくということを計画に

盛り込んでよいのかと、お話を聞きながら思いました。私の方からお教え
いただきたいことがあります。先ほども出ました96頁の（9）児童育成支援
拠点事業は、どこでやっている事業なのか教えてもらっていいですか。

事務局：6か所に対応しており、こども食堂やPTAの方などがやっておられます。

委員長：それは市が委託事業として予算を出しているかと理解してよろしいですか。

事務局：はい。委託しています。

委員長：それと、子育て支援センターについて、先ほどのマップに出ていた、長
年、子育て支援センターの二大拠点であるキラキラの廃止というところが出
ていました。まだこれの全体像が出てきていないためわかりませんが、キラ
キラという拠点が、例えば妊婦さんとかが集まって教室をやる場所とか、子
育ての相談場所でもあったわけで、ぜひ市の方ではこれをきちんとした形に
してほしい。廃止で、「はい、いいですね」とはならない。大きな拠点の一つ
をなくすことは阻止したいと訴えています。その辺りも議論していきたい
と思っています。ここの利用が減るということ、見込みのところ
で減らしているのか。同規模であれば減らす必要はないですが、規模が縮小
するのであれば、利用者が減るので、その辺りを勘案しながら数値を出して
いただくとよいと思いました。

委員：145頁の児童育成支援拠点事業について、児童館と似てるといえるかもしれ
ませんが、こども食堂などもあります。これから増える見込みがあるだろう
ということですね。場所については、歩いて行けるところであればよいです
が、行けないことがあります。特に不登校や虐待などのリスクを抱えたこど
もは、出にくい。支援につなぎながら、そこに行って、いろいろなものを提
供、受けることができるのか。どうしたらよいのかは私もわからない。歩い
て行ける距離にたくさんあるとよいが、こども食堂がありますよ、と待つて
いても行けない子はたくさんいる。ぜひ一緒に考えていただけたらと思いま
す。

委員長：意見として、市も受け止めていただけるとよいかと思えます。

委員：127頁の「65. 放課後子ども教室」について、まほろば教室とはやぶさ教
室と書いてありますが、どんなことをされているのか、曜日が決まっている
のかなどを教えてください。

事務局：こちらは生涯学習課が担当している放課後子ども教室です。担当部署では
ないため、細かいことまで言えませんが、週に何回か、月に何回かというこ

とは決めていて、やることとしては、例えば運動場を使って遊ぶとか、一緒に制作活動をするなどと聞いています。

委員：特定の学校の子が通っているのか。

事務局：その小学校区の子どもたちが使っているという現状です。

委員：多度の学童保育は、2つを1つにするということで、学童保育は学校から帰って、来るのはよいですが、子どもたちが帰るときも送って行きますか。親が迎えに来るのでしょうか。

事務局：先ほど説明させていただいた、2つから1つになるのは、放課後子ども教室という名前の学童とは違う部分にはなるのですが、多度の学童保育に関しては、小中一貫になると、学童はおそらく1か所メインですることになりますので、保護者さんはそこにお迎えに来ていただくという想定です。

委員：学童保育ではなく、誰が行ってもよいということですか。

事務局：放課後子ども教室は、保護者の就労などの制限はないため、どなたでも行っていただけたところになります。学童保育は、保護者が働いているなどの理由がある方みの受け入れになります。

委員：その中に学童保育があるのですか。

事務局：多度が小中一貫になったときには、学童保育もあり、放課後子ども教室もできれば運営していきたいです。

委員：運営していきたい。

事務局：放課後子ども教室は地域の方がメインで集まって行っていただく事業になるため、その方たちが引き続きやってくださるということでしたら、そのまま事業は存続したいです。

委員：今までより良くなるならいいですが。児童館の中に学童保育があって、5時から学童保育の子だけ、ということが他の県ではあり、トワイライトスクールと言いますが、学校の中で皆が誰でも放課後に来られる。登録もないし、子どもに対しても責任もないし、そういうのはいけないと心配になった。

事務局：学童保育は基本的に毎日預かりますが、放課後子ども教室は、行く回数も異なり、月に5回だけなど、数回だけ開催する形になります。少し形態が違います。

委員：それで保護者の方は安心できますか。

事務局：確かに、放課後子ども教室を実施した場合、遠くから来ているお子さんも

みえますので、今後どのようにやっていくかは協議していかないといけない部分だと思います。

委員：わかりました。

委員長：こどもの居場所として、学童保育所があって、児童館があって、放課後子ども教室という善意でやっているようなことを、回数が限られてある。事実としてあるけれども、それが望ましい形なのかということ議論していかないといけないし、ニーズに合っているかを考えると、やはり推進するためには、先ほどから出ている児童館の存在が桑名市には必要だということにいくのかどうか検討していかないといけないのかと思いました。先ほど委員がおっしゃったように、本当にそれでお母さんは安心ですか、という言葉はすごく重要だと思っていて、不定期でやっているからいいよ、と済ませない方がいいと思うし、もっともっとこどもが安全に居場所と、休息、学びも含めてできるところを桑名市がどうつくっていくかは、この計画のところでも、停滞させてはいけないと思いました。

委員：146頁の一時保育について、幼稚園型をわけていただきわかりやすくなりました。いわゆる未就園のお子さんに対する一時保育と幼稚園型の一時保育ということで、具体的にどのように区別するのか、私どもはわかりませんが、市民からするとわかりづらかったため、このように直していただいてありがたいと思います。ただ、先ほどご説明がありましたように、桑名市としてのリフレッシュ事業という形で0歳児から2歳児までのこどもの保護者について、サポートをしています。この中に一時保育も使っていると思います。これに対する現状はどのようになっていますか。1歳児、2歳児の枠を増やしていくのか。計画の中に反映されていますでしょうか。それから、国の施策だと思いますが、こども誰でも通園制度について、これも未就園のお子さんに対する事業ですが、具体的にどのようにするか、出ていないことは確かですが、これに対する計画をもう少し詳しくご説明いただきたいです。もう1点、延長保育事業についてですが、基本的に保育所と認定こども園については11時間開所が基本です。それについて、桑名市の延長はどこまでやっているのでしょうか。12時間やっているのか、13時間なのか。実際にどこまでニーズがあるのか。年々利用者が減っていますというご説明があったと思いますが、これについても、こういった時間帯のときに利用者があるのかなどもう少し詳しく教えてください。

事務局：リフレッシュ事業は5年度の途中から始まっていて、令和5年度は0歳児が対象でしたが、6年度に入ってから対象を広げ、2歳児までのお子さんに事業のチケットを配っています。その中で、まだ始まって1年ぐらいですので、チケットをお渡ししても、全ての方が使っているという状況ではないと聞いています。リフレッシュも例えば、お食事に行かれるとか、何かされるとか、保護者の方のリフレッシュでは結構使っていただいているというのは聞いています。一時預かりをご利用されているかは、現状といたしまして、大体毎月250人くらいにチケットの案内を送っているのですが、現段階では、月に50人程度がご利用されていると聞いております。ただ、今年度の4月から9月までの資料がありますが、60人など少しずつ上がってきているのかとは思っています。ですので、月50人ぐらいの方が利用し、1年間では600人ぐらいの方が利用されるのではないかと見込んでおり、この中で一時預かりの方もいます。今、一時預かりの施設が11か所としています。それ以外に、認可外の施設が1か所ありまして、そこで受け付けをしている形です。今後ですが、リフレッシュ事業でお子さんたちを受け入れていかなければいけないと思っていますので、まずは、公立の保育所に一時預かりの職員の人数を増やし、利用される方の受け入れをしていきたいと考えています。延長保育については、現在、実際に利用されているのは400~500人近くとなっております。大体、保育所を利用されている園児の60%ぐらいが標準時間の11時間を利用して、そのうちの15%ぐらいが延長保育を利用されています。そういうところで、今回提案しております。今現在、7時から19時の保育をしているところが10です。それ以上をやっているところ、例えば12時間とか13時間やっているところはありません。全ての保育所が7時から19時、それから7時から18時半という形の登録をしています。以上になります。

委員：先ほどのリフレッシュ事業はスマホで決済できますよね。どこで使ったかすぐにわかるのではないのでしょうか。とういことは、市内のどこで利用者が多くて、どこが少ないのか。どのようにやっていけばいいのかの明確さがほしいのですが、いかがでしょうか。

事務局：先ほど言われた通り、一時預かりを利用される場合、まず一旦、お申し込みをいただき、お預かりするのは、給食のこととかもあるため、面接をさせていただいているのが、ほとんどの施設になります。ですので、すぐに今日お願いします、という形で預かってもらう施設が、実際はほとんどありません。

ん。ただ、1か所、先ほど言いました認可外の民間施設に関しては、当日に、そのときに面接、相談をし、お預かりをしていると聞いておりますので、実際はこのリフレッシュ事業を利用されている方は、そこを利用される方が多いと聞いています。

委員：そうしますと、利用者が多い少ないだけで、うまくできていないというお話になるのかな。利用者の利用しやすさは考えなければいけないと思います。せっかく、非常によい事業だと思いますが、利用しづらいのであれば、何をやっているのか、となります。その辺りの考え方はどうでしょうか。

事務局：本当は、預けたいときに預けることができれば、利用者さんに関しては、預かってもらいやすいのは確かに事実だと思います。ただ、やはり預かる側の保育所としても、繰り返し扱っている方とは違いますし、2歳という小さいお子さんということで、きちんとした面接は必要なのかと思います。ただ、言われた通り、そこも踏まえて、午前中の朝に面接をさせてもらって、当日お預かりをするお子さんも全くいないわけではなくて、保護者さんが願います、という方に関してはお預かりをしている事実もあると聞いてます。ただ、言われたように、保護者さんのニーズや利用しやすさは考えていかなければいけないと思いますので、また検討を重ねていきたいと思います。

委員：最後に提案で、利用できる施設を増やしてもらえればと思いますので、その辺の検討をお願いします。

委員長：今の問題は、いろいろなサービスを受ける側、特に緊急性を要して、とにかく今、というときに、行政がどういうシステムで受け入れるのかは、これから今後の課題であろうと思います。ただ、ニーズを考えれば、なるべく保護者の方の要望、要求に応じていただくのが市のこれからの目指す姿なのかと思います。一旦申し込んで、じゃあ1週間後に予約を入れてくださいという形で、本当にそのときにニーズが維持されているのかも考えて、アプリも含めて活用できるものが今はたくさんあります。そして、1点考えたのが、保育園とか幼稚園の預かる側は、アレルギーの問題や食の問題、環境の問題など、大変注意を要する状況かと思うため、例えばお子さんの預かりをするところに統一された雛形があって、お母さんの要望が、常にそれに書き込めるところでも共用されるようなもの。それは、そんなに大変なことではないので、そういうことを活用するなどして、手間をなるべくかけないで、安心して預けられる、そして、緊急性にもなんとか対応できる体制というのは、今

後共働きも多いですし、シングルマザーも多いので、こどもたちの環境に直結するような、経済的な負担が大きくなってきて、どうしても働かなければいけないお母さんたちをなんとか守ってあげたらよいかと思いました。

委員：私たちは、会議なので一生懸命読み取ろうとしますが、利用する保護者側になったときに、すでに国が決めたことなので仕方がないですが、1号、2号、3号とか、難しく仕方がないですね。そして、今の話で、放課後子ども教室はありますが、それはどう違うのか、という話が突っ込んでくると、ますます利用する側としては理解するために考えなければいけません。それが、たいへん難しい状態をつくりだしていると思います。より簡単に、利用する皆さんが理解できるスタイルをつくるという方向性を持っていただけると、より住みやすくなると思いました。

委員長：量の見込みで、いろいろなところで実績を踏まえてという言葉が何回か出てきたと思いますが、例えば、利用したいけれども、定員がいっぱいなどの理由で利用できない人がいるということを知りながら、実績をもとに、これ以降もこうです、と言ってしまうと、全然改善性が見られない。本当にニーズに応える姿勢があるのかを問われてしまうような気がします。利用したい希望数に合わせるような体制を取っていく方が真っ当だと思います。いろいろな理由があっても頼んでも断られました、という人たちも含めた実数で、この先もいつてよいのか、というのは若干疑問だと個人的には思っているところです。なので、一度またご検討いただいて、本当に利用したい人の数に合わせて体制を整備していく。いろいろな理由で諦めている人を抜いた形で実績で施策が進むのは、よくないと思うところがあります。桑名の子育て世代のサポートを充実させていくという方針が重点項目にもあるため、その辺りの意識等々の転換をしていただかないと、なんとなく進まないという印象で、この先もいくような懸念があります。せっかくニーズ調査もやっていますし、利用したい人は何万人いるけれど、利用者は少ないです、となると、その原因は市が解決していかないと、市民側ではどうしようもないですね。だから、本当に利用したい人が本当に利用できるようなシステム、施設、ハード面、ソフト面を整えていくのが、この計画に盛り込んで達成していくことではないかと改めて思いました。

委員：休日保育についてはどのようになるのでしょうか。

事務局：休日保育については、この中にはないですが、今、1か所行って、令

和7年度以降も1か所で実施する計画をしています。

委員：計画の中にはあがってこないのか。

事務局：あがっていませんでしたが、今回からあげるかどうかは事務局の中で検討したいと思います。

3. 報告

(1) (仮称)桑名市こども計画(案)に関するパブリックコメントについて

■資料6-1・6-2・6-3

(事務局が資料にそって説明)

(2) 小規模保育施設等整備事業について

■資料7

(事務局が資料にそって説明)

委員：今、桑名市こども計画の中でも述べていただいている、こども数はこれから必ず減っていきます。減っていく中で、どうしても0歳から2歳までのところをカバーしたいというその方向性は見させていただくところではあります。既に動き出していることなのでしょう、と思ひまして、それを止まる止まらないという課題ではないことは重々承知しながらも、既存の保育施設に対して何らかの働きかけあるいは理解を求めることで19人という定員については十分カバーできるのではないかと思ひながら聞かせていただくところでございます。かつ、プロポーザルは公募から反映までが10か月という大変短い時間です。こうなると、建物を建てるのは、無理かと思ひます。どこかにレンタルするという形になろうかと思ひます。それらについては、10月までにできるのかというところも疑問を呈するところではあります。いろいろ考えながらではありますけれども、これらの意見は我々として述べさせていただきながらも、進んでいくのだと理解をさせていただくところでございます。

事務局：いただいたご意見は真摯に受け止めて対応させていただきます。

委員長：質問ですが、建物の費用も市が出すのですか。今の委員のご意見の中にあつたので。運営ということで市が予算を出すのですか。建物にもお金を出しますよという公募なのでしょうか。

事務局：建設から事業者さんにお任せします。

委員長：建設費も出すということですね。

事務局：国の補助を申請していただきますと、市の応分の負担はしますが、基本的

に整備に関することは事業者負担になります。

委員 長：事業者負担で、事業者が助成金を申請したら、それに見合った負担は市も出す用意があるということですね。

事務局：そうです。

委員 長：委員がおっしゃったように、既存のものを使う予定なのかと思い、質問しました。

委員：令和7年10月に開始となっているのですが、一般的に思ったのが、キラキラさんなど、新しくやるところの規模を大きくしたりとか、新しくつくるのであればそこを大きくすれば、その分の人数は対応できるのでは。キラキラを新しくするというので、既存の施設を支援センターとして使うとか、児童館にするとか、有効にもっと使えるのではないかと思います。そこに建物があるのであれば、もう少しその規模を大きくする。そうすると民間にならないから、ということなのかもしれませんが、一庶民として、新たに何かづくり始めるよりも、既存のところを大きくしたり、今ある人とその経験とかをもっとフル活用していただいたほうが、こどもを預ける母親としては、安心感が全然違うと思います。そういう計画はされないのでしょうか。

委員 長：本当に素直なご意見で、素直な疑問だろうと思います。私が答えるよりは市が答えた方がよいかと思いますので、お願いします。

事務局：既存の厚生館につきましては、桑名駅周辺の全体のエリアの整備ということで、キラキラについても、民間のノウハウを活かした提案をしていただいております。こちらを活用した事業も計画いただいております。提案の中で今動いているところがございますので、厚生館の規模につきましても、提案で人数を出していただいております。同規模程度というところで運営をお願いしておりますので、新たな小規模保育を整理していくということで進めさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

委員 長：純粹に本当にそう思うんだろうなという、本当に貴重なご意見だと思っていて、いろいろ市の施設等々があるけれども、そこを変遷させていくという時代の流れかもしれませんが、ただ、知恵と工夫で、これぐらいのことだったらこういうところに分散させる、また、もしくは新しいところがどうもやりそうだとこのころに盛り込んで、新たな財源と新たな人たち、事業者を入れていかないと全く立ち行かないのかということころは、私はもっと前から議論をしていくべきだと思います。そうでないと、やはり一般市民の方、子

育てをされているお母さんとしては安心ではないし、税金を使う、税金を使ってやっていただく部分があるので、その存在性、財政、妥当性、その辺りがやはり市民の方の率直なご意見だろうと思います。今回いろいろな問題が出ていたということは理解していますが、もっと早くに市として工夫をまでする。どうしてもというところで、新しい施設等々を使うしかないということで発表なさる、意見を言っていたら、きっと皆さんご理解いただけると思います。今回、いろいろな噴出した問題もそうですが、計画に載っていないことが唐突に出てきて、驚くようなことが、実際問題起こっているとすれば、やはり市の方向性のあり方、それから知恵と工夫の出し方、既存の施設や先生方の意見を十分取り入れて、一緒にいい形で、なるべくコストをかけずにやっていく方法を目指していかないと、どんどんやって、10年後、20年後にこどもが減りましたとなったときに、それが維持できるのかできないのかという新たな問題に向き合わないといけないと思っています。本当に今、委員がおっしゃったことは、たぶん、他の委員も頷いておられるので、同じような印象を持っておられるかということで、追加でお話をさせていただきました。ぜひお願いしたいと思います。

委員：私も、今の3人の方のご意見に同意いたします。それとはまた別ですが、インクルーシブ保育という言葉があったため、お聞きしたいのですが、桑名市の障害のあるこどもたちの就園はどのような状況になっていますか。

事務局：桑名市の保育施設で、支援が必要なお子さんについては、3歳児から5歳に関しましては、支援が必要なお子さんに担当の保育士がついて、クラスの中でインクルーシブ保育をしています。ただ、全ての園ではなく、私立、公立、小児在宅支援室とも連携しながら、毎年度、こどもの様子を見ながら、支援が必要なお子さんには保育士をつける形で保育をしている状態です。0歳から2歳に関しましても、もちろん支援が必要なお子さんはみえて、お受けはして、クラスの保育の中で担当をつけるなどして、手厚く見させていただいているような状況になります。あと、幼稚園も、支援が必要なお子さんはお受けして、クラスの中で保育をしている状況になっているかと思います。

委員：具体的にはよくわかりませんが、特に障害の重いこどもになると保育園から断られるとか、体制が整っていないため、うちではお受けできませんという例も全国的にはよく聞いたりします。桑名市ではないのでしょうか。地域の園で引き受けられるような体制ができているということでしょうか。

事務局：支援が必要なお子さんに、保育士がついて、その子にあった保育をしていかなければいけないということがあるかと思います。園によっては、保育士の確保が難しいというところで、保護者さんと相談することもあるのですが、その辺りに関しましては、公立の保育所の方でお受けできる場所でして、そこへ職員を配置する形で、入れないことがないように対応させていただいております。

委員：地域で子育て、地域で生活して、地域で生きることは権利だと思います。なので、受け入れられるところではなく、そこでその子が育って、皆と一緒に繋がりをつくって、こどもが飛び出したりすることがあっても、地域の人がよく知っているので、その子を連れ連れて、家とか園とかに戻してくれるとか、地域で育っている中での話を聞きます。だから、どんな子でも、地域で排除されずに受け入れる体制を整備するのが行政の役割だと思うので、ここにインクルーシブ保育という言葉も掲げられているということも含めて、その辺のバックアップをぜひ進めていっていただきたいと思います。

委員：学童保育で、市内の指導員をしているのですが、保育の方法で障害児の子の対応に悩みがあります。その子に合わせると、他の子はあの子だけやって、となります。その子に「こういうことはいけない」と言うと、その子が暴れます。ごみ箱や弱い子を蹴っ飛ばすこともあり、今すごく悩んでいます。この間、倉敷で全国の研修会があって参加してきましたのですが、そういう子が多いため、子育て支援課に、作業療法士とかを専門に配置して、その人たちが学童の中で、体操服を着て、一緒に遊んだりで見えてくれる。そういうところもあるくらい、全国でもやはり頭を痛めています。最近では、入所の申し込みのときは保護者も1人ずつ面接をして、どういうこどもだということを知り、入所していただけていますが、やはり、年に1、2人は、保育園で支援を受けていたという子がいます。そういう子を入所させないわけにはいきませんので、皆入所していただいています。桑名市の子育て支援事業もいろいろ臨床心理士とかの専門の人を置いてあると書いています。そういうことをやっていますが、そういう子は、市に相談に行ったら、なんとか考えていただけるのでしょうか。相談に行くと専門の方がみえるのでしょうか。保護者も困っています。保護者ともいろいろ話して、どうしたらその子にとって一番いいのか。学童で暴れ回っていて、その子のためになっているのか。もっと専門的な、その子にあったところがあるのではないかと、保護者と話

していますが、保護者もわからないということで、私たちも頭を痛めています。

事務局：先ほどのようなお子さんで、保護者の方が相談をということであれば、子ども発達・小児在宅支援室で、臨床心理士や言語聴覚士等の専門職がいますので、ご相談いただけると思います。その中で、こども自身の発達の障害がある場合もありますし、家庭環境等で、例えば、虐待を受けているとか、愛着障害とかもありますので、そういう場合は、一緒に関わることもあります。その中で、ご支援が必要であれば、精神科医の先生と連携して、支援することもございます。

委員長：本人や親御さんが相談に行っても、受けますよという市の返答でした。ただ、それだけではダメですね。つまり、日常の学童保育という現場で学童指導員の方々が障害のあるこどもたちに向き合うことの困難さについて市はどう対応するのでしょうか。運営主体だけの責任にしておいて、運営主体の負担だけでよいのかということは考えていただきたいという趣旨であったのだらうと思います。

委員：やはりそういう子が多いので、継続的に5年とか6年とか専門の方が子ども未来課にみえたらいろいろと繋がっていきませんが、割と変わられる。倉敷では、行政と一緒に、こどもたちのレベルアップ、指導員のレベルアップというのに出たのですが、子育て支援課の人もちゃんと出てきてくださって、どういうことをやっているかを発表していただいた。桑名市は、今まで年に2回ぐらい市と関わってきましたが、いつもこちらが何か言ってからやってもらう。だから、学童に対して、こういうことをやっているがどうですか、というのは聞いたことがないです。だから、もっと積極的に。こどもがのびのびと育てていくためには、学童期はすごく大事なので、障害児の子も皆で一緒に育てていければよいと思い、努力はしています。

委員長：その通りだと思います。市が責任を持つ部分は、そこの部分も含めてだろうと思います。岡山の倉敷など、よい運用をしておられるところをぜひ参考にさせていただいて、個人的な負担が、学童保育所自身にかからない、こども自身にかからないように対応していくのが行政の役割かと改めて思いましたのでお願いいたします。同じように、やはり小規模保育を新しくつくられるということで、インクルーシブ保育について副委員長からも話がありましたが、これが運営の条件として入っている以上、その質をどうするかというこ

とは、市はここに盛り込んだ以上、相当覚悟を持って、質の担保に責任を負わなければいけないと思います。大変な不適切保育があった桑名市ですが、なおさらその質というものに真剣に向き合っていただかないと、事業者がやりますと言ったからよい、というレベルでは、市民の方は納得いかないと思うので、ぜひ市も覚悟を持っていただきたいと思ってこの会議を閉めようと思っています。私の進行の下手際もあり、少し延長してしまって申し訳ありません。以上でこの会議を終わりたいと思います。皆さんの貴重なご意見ありがとうございました。

4. その他（事務連絡等）

事務局：次回の会議が未定になりますので、決まり次第皆さまにご連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

<資料>

- 資料1 桑名市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料2 桑名市子ども・子育て会議事務局名簿
- 資料3 （仮称）桑名市こども計画素案
- 資料4 分科会におけるグループワークの計画案への反映等
- 資料5-1 桑名市子育てマップ
- 資料5-2 施設一覧
- 資料6-1 「（仮称）桑名市こども計画」（案）に関するパブリックコメントについて
- 資料6-2 こども・若者（わかもの）の意見（いけん）をきかせてください！
- 資料6-3 （仮称）桑名市こども計画（案）（こども用）
- 資料7 小規模保育施設等整備事業について

以上